

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病は、通勤災害によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、〇会社へ出勤するために会社の最寄り駅から地上に上がったところ、貧血を起こして転倒（以下「本件事故」という。）し負傷した。

請求人は、負傷後〇整形外科に受診し、「右手・舟状骨骨折、右膝蓋骨骨折、両膝打撲擦過創」と診断された。

請求人は、本件事故は通勤災害によるものとして監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は本件事故は労災保険法による通勤災害とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

通勤途中に地下鉄から地上に上がり、数歩歩いた所で気付いたら転んでいた。その時の状況があまりに突然だったので自分の考えで貧血だと判断したが、持病だと支給不可と言われ調査が入り、「自身が不整脈の発作が通勤途上において、たまたま起こり、意識消失をきたした可能性」と記入があった。気付いたら転んでいたのでは不整脈と関係あるとは思えない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人の申し立てによれば、当日転倒した状況等について、「意識を失って倒れた」「会社で実施した健康診断の結果により、貧血も含めて治療を受けている」とのことであった。

〇クリニック主治医意見によれば、ホルター心電図検査により心室性期外収縮が頻発しており、不整脈発作によって意識消失をきたした可能性は否定できないとのことであった。

以上のことから、本件にかかる療養給付たる療養の給付請求については、請求人が有する疾病である「不整脈」の発作が、通勤途上において発症したため転倒し、負傷した可能性が否定できず、通勤との間に相当因果関係が認められないことから、不支給決定すべきものと判断した。

4 審査官の判断

監督署長は、請求人が有する疾病である「不整脈」の発作が、通勤途上において発症したため、転倒し負傷した可能性が否定できず、通勤との間に相当因果関係が認められないと主張するが、〇クリニック医師は、不整脈と意識消失との因果関係は不明であると所見していること、また、地方労災医員は、意識消失発作と不整脈、貧血等の既存疾患との間の相当因果関係は認めがたいと所見していることから、監督署長の主張は可能性を否定できないという程度で医学的根拠に乏しいため採用できない。

地方労災医員は、「〇電車は大変混雑する路線であり、また、長時間通勤である点から血管迷走神経性失神の可能性が最も大きい」と述べている。

すると、本件事故は、血管迷走神経性の意識消失発作が、請求人が電車降車後に会社へ徒歩にて出勤途中の歩道から車道へ降りる段差のところで発症して転倒負傷したと考えることが妥当であり、通勤に通常伴う危険性が具体化して生じた災害であると判断する。

以上のことから、本件事故は通勤災害と認められるから、本件傷病は通勤災害によるものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした、本件事故は通勤災害とは認められないとして、療養給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。